

平成20年4月15日

各 位

会社名 株式会社レナウン
代表者 代表取締役社長 中村 実
(コード番号 3606 東証第一部)
問合せ先 経営企画室広報担当部長
伊東 甲二
(TEL: 03-5496-8485)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成20年5月29日開催予定の第4回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社の株主総会は、取締役社長が招集権者及び議長となる旨を規定しておりますが、会議運営を機動的に行なうため、所要の変更を加えるものであります。
- (2) 取締役の経営責任を明確化し、経営体質の強化を図るとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる経営陣の適正な配置を機動的に行なうために、取締役の任期を現行の2年から1年に短縮することとし、所要の変更を加えるものであります。
- (3) 当社の取締役会は、取締役会長が招集権者及び議長となる旨を規定しておりますが、会議運営を機動的に行なうため、所要の変更を加えるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙「定款変更の内容」とおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成20年5月29日
定款変更の効力発生日	平成20年5月29日

以 上

(別紙)

定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 15 条 (株主総会の招集権者)</p> <p>株主総会は法令に別段の定めある場合を除くほか、取締役会<u>の決議に基づき</u>取締役社長がこれを招集する。</p>	<p>第 15 条 (株主総会の招集権者<u>及び議長</u>)</p> <p>株主総会は法令に別段の定めある場合を除くほか、<u>予め取締役会にて定める</u>代表取締役がこれを招集し、<u>その議長となる</u>。</p> <p><u>その代表取締役に事故あるときは予め取締役会にて定める順序に従い、他の取締役がこれを代行する。</u></p>
<p>第 16 条 (株主総会の議長)</p> <p><u>株主総会の議長は取締役社長がこれに当たる。</u></p> <p><u>社長に事故あるときは予め取締役会の定める順序に従い、他の取締役がこれを代行する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 17 条～第 20 条 (条文省略)</p>	<p>第 16 条～第 19 条 (現行どおり)</p>
<p>第 21 条 (取締役の任期)</p> <p>取締役の任期は選任後 <u>2 年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>増員または補欠として選任された者の任期は、他の在任取締役の残任期間とする。</u></p>	<p>第 20 条 (取締役の任期)</p> <p>取締役の任期は選任後 <u>1 年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>第 22 条～第 23 条 (条文省略)</p>	<p>第 21 条～第 22 条 (現行どおり)</p>
<p>第 24 条 (取締役会の招集)</p> <p>取締役会は取締役会<u>長</u>がこれを招集する。</p> <p><u>会長</u>に事故あるときは予め取締役会の定める順序に従い、他の取締役がこれを代行する。</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、こ</p>	<p>第 23 条 (取締役会の招集<u>及び議長</u>)</p> <p>取締役会は、<u>予め取締役会にて定める</u>代表取締役がこれを招集して、<u>その議長となる</u>。</p> <p><u>その代表取締役に事故あるときは、予め取締役会の定める順序に従い、他の取締役がこれを代行する。</u></p> <p>取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、こ</p>

の期間を短縮することができる。

また、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第 25 条（取締役会の議長）

取締役会の議長は取締役会長がこれに当たる。

会長に事故あるときは予め取締役会の定める順序に従い、他の取締役がこれを代行する。

第 26 条～第 36 条 （条文省略）

の期間を短縮することができる。

また、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(削除)

第 24 条～第 34 条 （現行どおり）